

## 平成28年 3月定例会 答弁一覧

## 本会議 答弁一覧表

## 市民活動部

議員名	通告		質問内容		答弁者	答弁趣旨
	番号	項目及び要旨	番号	(質問の具体的な内容)		
太田晃司委員 (一括質問一括答弁)	3	住民自治について ①地域自治協議会について	(1) 地域自治協議会の仕組みは、現存する団体に屋上屋を重ねることにならないのか	市長	1 階層的な組織ではなく、横断的なネットワーク組織	
			(2) すべての地区に地域自治協議会が立ち上がるまでにどの程度の年数を考えているのか 協議会に対する関心が低い地区へ、どのように浸透させていくのか	市長		
宮池 明 (一括質問一括答弁)	1	市長の行政姿勢について ③奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例一部改正案について質問します。	(1) 市民の理解が深まってからでも遅くはないのではないかと考えるが、今定例会に議案提出をされた市長の見解について	市長	1 ワークショップや出前講座等で、一定の理解が浸透したものである	
			(2) 地域自治協議会という組織はアンブレラ型なのかプラットフォーム型なのか 地域自治協議会は地区社会福祉協議会とどう違うのか	市長		
内藤 智司 (一括質問一括答弁)	3	議案第18号について ①地域自治協議会設立について ②庁内の体制について	(1) 地域自治協議会の設立によって従来の地域自治はどのように変わるのか	市長	1 地域内の様々な団体が一体となることから、エネルギーの結集、合意形成の確立、体制づくりによって、地域の自治機能を更に充実・強化できるもの	
			(2) 地域自治協議会へ期待する点は何か	市長		
階戸 幸一 (一括質問一括答弁)	2	住民自治組織について ①条例改正及び規則や要綱について ②庁内検討委員会について ③モデル地区による設立に向けた準備と行政側との連携について	(1) 庁内検討委員会で条例及び規則・要綱がどの様に検討されたのか	市民活動部長	1 規則については、まちづくり審議会、パブリックコメント、庁内検討委員会、奈良市自治連合会地域自治検討委員会や相互の意見交換の場である合同会議で議論を重ねてきた。今後運営等の詳細も庁内検討委員会や合同会議において検討していきたい	
			(2) モデル地区と市自治連合会のパイロット地区をどのように考えているのか	市民活動部長		
			(3) どの様に推し進めていくのか	市民活動部長	2 ワークショップを経て地域が自発的に地域自治協議会に取組む支援としてモデル地区事業を考えている。自治連合会のパイロット地区も出前講座等によって啓発活動を通じておられます。	
			(1) ワークショップ実施地区で今回モデル地区事業に何故手をあげなかったのか	市民活動部長	1 地域自治協議会についてのイメージが十分に住民に定着がしていないことが考えられる。	

## 予算審査特別委員会 答弁一覧表

議員名	通告		質問内容		答弁趣旨
	番号	項目及び要旨	番号	(質問の具体的な内容)	
植村佳史委員		地域自治協議会について		1 条例変更、地域自治協議会をつくらないと困ることがあるのか 2 NPOや会社を加えなければ困ることはあるのか 3 パプコメを二週間しかしなかった理由は 4 監査委員の立場から、地域自治協議会と自治連合会、未加入自治会との違いは 5 地域保障上の縛りは何か出来るのか 6 自治連合会と奈良市の2団体が検討されたのか 7 パプコメの期間と行政手続法第39条の整合性 8 改正の目的や意義、背景等が示されていない	1 本市の自治会加入率は低下しており、地域でのつながりが希薄化してきていることが伺えます。また、高齢化率は上昇するとも予測されています。そうしたことから、地域活動の担い手が不足するとともに、地域活動への参加者も減少するなど、地域コミュニティの弱体化にもつながることで地域福祉や教育、住民自治といった地域の生活に直結する様々な分野での課題が浮き彫りになってきております。そこで、様々な地域の主体が一体となって地域課題の解決に取り組むことができる仕組みをつくる必要があります。同時に、多様な主体が連携・協働することで、地域コミュニティの再編と活性化を図ろうとするものが地域自治協議会という仕組みであり、その定義と活動の方向性を示すため
					2 地域では、多様な団体が様々な課題・テーマのもと、活動をしておられますが、より大きな課題やテーマに向き合ったとき、既存の地縁団体だけでは十分に対応できないこともあろうと考えます。それらを効果的に解決へ導くためには、NPOや会社等の事業者が持っているノウハウや情報、人材といったものを社会的資源ととらえ、それらを地域のまちづくりに活かすことが必要である
					3 条例の改正案およびこれに伴う規則案についての意見募集でございましたが、市自治連合会とも条例の改正案や規則案の調整を図りました。結果として、二週間での意見募集となったところでございます。
					4 監査の視点から見れば、地域自治協議会につきましても補助金等を交付いたしますので、市の補助金等交付規則に基づいて、補助金の交付申請や事業実施後の実施報告等、所定の手続きが必要となっております。現状では、自治連合会や未加入自治会への補助金等につきましては、所管課の手続きに関して監査の対象となり、地域自治協議会に関しても同様のものであると考えております。
					5 地域自治協議会設立にあたりましては、組織運営に関する事項、事業に関する事項、そして各主体の協働に関する事項を記した約款や地域自治計画の策定が必要となります。これに対して、市からはガイドラインを示させていただき、その中で、地域自治協議会の運営は、単独の団体に任せるといったものではなく、あくまで多様な団体の協働による組織運営をめざすものとするように考えておりますので、ひとつの団体が離脱することで地域自治協議会の運営が左右されるものとは考えておりません。
					6 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会は、学識経験者を始め、奈良市自治連合会の副会長や、奈良市社会福祉協議会の代表の方の他、地縁によるテーマ型の活動団体の方や、弁護士、市民公募委員などから構成されており、この審議会において、地域における新たな連携・協働の仕組みである地域自治組織のあり方について、平成25年度から議論をはじめました。また、地域での福祉活動や、自主防災防犯活動など、様々な活動に積極的に取り組んでおられる市自治連合会内でも検討をされてこられました。この地域自治協議会については、市民参画及び協働によるまちづくり審議会において十分な議論を重ねて頂くとともに、市の自治連合会とも意見交換をさせて頂き、更にパブリックコメントも行ってまいりました。
					7 行政手続法第39条との整合性につきましては、行政手続法では、地方自治体は原則適応除外となっており、努力義務とされています。パブリックコメントの実施については、基本的な手続きとして、「奈良市パブリックコメント手続に関する指針」に基づき進めさせて頂いた。
					8 パブリックコメント期間中ではございましたが、地域自治協議会の内容等についてホームページに掲載させて頂いた。

## 平成28年 3月定例会 答弁一覧

太田晃司委員	地域自治協議会について	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域自治協議会設立準備活動支援補助金についてどのような予算配分をして、設立準備補助を行うのか。又どの地区が手を挙げているのか</li> <li>2 地域自治協議会は自治連合会が基礎単位となると考えてよいのか</li> <li>3 自治会数、未加入数</li> <li>4 自治連合会が存在しない地域への設立の対応</li> <li>5 自治会加入促進はどのように考えているのか</li> </ol>	<p>1 地域自治協議会への設立過程に合わせて、二段階での支援を考えております。まず、第一段階として、地域自治協議会設立準備経費として、モデル地区1地区に30万円として、15地区に対して450万円。次に、第二段階の設立補助経費として、モデル地区の約半分の7地区が来年度内に地域自治協議会設立準備会を発足されることを見込み、1地区に50万円として、7地区に対して350万円。合計で計800万円を計上させて頂いたところでございます。</p> <p>次に、どれだけ地区が手をあげているのかについてでございますが、本年2月の奈良市自治連合会の定例会で行われました意向調査では、12地区からお申し出があった。</p> <p>2 地域自治協議会の区域については、概ね小学校区としていますが、現在、その区域においては、各地区自治連合会が中心となって活動して頂いている。</p> <p>3 平成27年4月1日現在の、奈良市内の自治会は、1,116自治会で、世帯数は123,710世帯です。次に、自治連合会に加入している自治会は978自治会で、世帯数は、107,047世帯となっております。最後に、自治連合会に加入していない自治会は、138自治会で、世帯数は16,663世帯となっております。</p> <p>4 市内を自治連合会で区域割しますと50地区となり、その内1地区において自治連合会が結成されていない現状です。地域自治協議会はその地域のすべての方が対象となりますので、自治連合会だけでなく地域の皆様や各種団体が自発的にこの地域自治協議会の設立に向けた活動が出来るように、当課としても働きかけていきたい。</p> <p>5 地域コミュニティの活性化に向け、本市も自治会加入率の向上を目指しておりますが、少子高齢化社会の到来など社会情勢の変化、生活の多様化、コミュニティの関心度によって加入率の低下傾向にあります。「地域自治協議会」は、地域自治の観点から、その地域で活動されている多様な団体や地域の住民全体を対象としたものでありますので、自治会活動が活性化されることにより、結果として自治会加入率についても良い影響を与えるものと考えています。</p>
山本直子委員	地域自治協議会について	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域自治協議会の予算800万円の内訳</li> <li>2 地域自治協議会の周知や啓発活動について</li> <li>3 パブリックコメントの内容について</li> <li>4 東部地域がモデル事業に対して応募されていないのは何故か</li> </ol>	<p>1 地域自治協議会への設立過程を二段階で支援しようとするもの。まず、一段階目の支援としては、地域自治協議会設立準備経費として、1地区に30万円の補助を行います。使用用途は、地域自治協議会設立準備会の設立に向けた取組に要する経費として、例えば地域アドバイザー等を招聘された際の講師謝金、会議や会運営に使われる資料などといった消耗品費、啓発活動に使われるポスター、チラシといった印刷製本費、通信運搬費、会場使用料等としている。そして、地域自治協議会設立準備会が発足され、正式に地域自治協議会の設立に向け、地域のまちづくりの方向性や地域課題を解決するための取組内容などについて定める「地域自治計画」の策定や、地域自治協議会の認定に向けた作業に取組んで頂くこととなりますので、二段階目の支援である設立補助経費として、1地区に50万円の補助を行います。使用用途は、先程ご説明いたしました準備経費と同様のものと考えております。</p> <p>予算800万円の内訳は、一段階目の設立準備経費としての30万円は、モデル事業候補地区として15地区に対して450万円。二段階目の設立補助経費は、来年度内にモデル地区から約半分の7地区が地域自治協議会設立準備会を発足される見込みとしており、50万円の7地区、350万円で合計800万円を計上させて頂いた。</p> <p>2 地域自治協議会の周知や啓発活動の予定についてでございますが、地域自治協議会の仕組みやこれまでの取組み等について、来年度「ならしみんだより」に特集記事を掲載させて頂く予定です。また、今後も、市民の方々のご理解を深めるために、地域からの要請に応じて、各地域に出向き、説明会やワークショップ、勉強会、研修会を開催してまいりますと考えております。</p> <p>3 条例の一部改正及び地域自治協議会認定等に関する規則に対して、5人75件の意見を頂いたところでございます。それらの意見及び市の考え方につきましては、只今整理しているところであり、出来るだけ早い時期に公表させて頂く予定です。意見を頂いた主な内容ですが、条例及び規則の全体に関する意見が18件で、「地域自治協議会とは何か」や「その区域について」また「必要性」についてご意見を頂いた。条例改正に関する意見は32件で、主な内容は「定義」や「組織の内容と手続き」に関するご意見を頂いた。規則に対するご意見は25件、主な内容は「地域自治協議会の趣旨」や「要件」、「認定に関する手続き」「市の責務」についてご意見を頂いた。</p> <p>4 このモデル事業は来年度早々に公募させて頂き、選定した後実施することを予定しております。本年2月の奈良市自治連合会の定例会で、この事業に対して行われました意向調査の時には、東部地域からの申し出はございませんでした。その要因ですが、東部地域では、自治会加入率がほぼ100%ではあるものの、今後、地域自治協議会の構成団体をどのように組織化するのかについて、検討されているのではないかと想定している。</p>
藤田幸代委員	地域自治協議会について	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域自治協議会の位置付けを決めるのは「市民公益活動団体」でよいのか</li> <li>2 各部署が所管するところの地域の団体との連携ができていくのか</li> </ol>	<p>1 この条例で規定している市民公益活動団体は、地域自治組織（自治会その他の市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて組織された団体）、NPO法人、ボランティア団体その他の団体で公益活動を継続的に行うものと定義しています。地域自治協議会は、市民、市民公益活動団体、事業者、学校、NPO法人、ボランティア団体など、地域の多様な主体が一体となって民主的に地域のまちづくりを一緒に行う、地縁的な活動とテーマ型活動の複合的な枠組みであり、将来的には営利活動を行うことが可能であり、市民公益活動だけに限らないことから、市民公益活動団体とは別に規定するところでございます。</p> <p>2 現状では、奈良市社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会、また、地域教育協議会、自主防災防犯組織、そして、市内に事務所を置くNPOに対して、地域自治協議会を普及させるための啓発や説明ができていない状況にあります。しかし、地域自治協議会の設立に向けたコミュニティワークショップの開催やパイロット地区での啓発活動において、地域差はあるものの一定の理解が進みつつあるものと推測されます。これらのことから、今後も、庁内検討委員会におきまして、更に関係部署との連携・協議を進め、それぞれの関係団体に対しましても、周知啓発を行なってまいります。</p>

## 平成28年 3月定例会 答弁一覧

階戸幸一議員	地域自治協議会について	<p>1 議論の発端は、市か自治連合会か</p> <p>2 地域コミュニティワークショップとモデル地区との整合性</p> <p>3 各地区自治連合会と地域自治協議会の違いは</p> <p>4 協議会への参画する団体の条件や構成要件は</p>	<p>1 平成25年5月に諮問機関である市民参画及び協働によるまちづくり審議会に調査審議を委ねた。議論を進める中で、当審議会から「地域コミュニティに係る部分について」は、その活動に実際に携わっておられる奈良市自治連合会に調査検討と協議を依頼されました。そこで市自治連合会は、同年6月に地域自治協議会検討委員会を設置され、8回の検討委員会の成果として、平成26年2月に「地域自治組織の検討に関する中間報告書」を市長に提出された。一方、審議会においても並行して「地域コミュニティ政策及びNPO政策」について5回の審議を重ね、「条例の見直しに関する中間報告書」を平成26年2月に市長に提出した。市は、双方の中間報告書を受け、庁内においても、住民自治を担う新しい仕組みづくりについて横断的に検討するための機関として協働のまちづくり推進庁内検討委員会を平成26年4月に設置し、情報の共有を図ってきた。平成26年度の取り組みですが、市としては、地域コミュニティ実態調査を実施し、自治会を含む各種団体が抱えている悩みや課題など、地域の実状を抽出しました。審議会は5回開催され、また、市自治連合会地域自治協議会検討委員会は9回開催と、先進地視察もされたと聞いております。平成27年度の取り組みでございますが、市としては、市自治連合会から推薦された10地区に対して地域コミュニティワークショップを実施し、地域課題の抽出や地域自治組織のあり方や方向性を見出して頂きました。審議会は2回開催され、ワークショップの報告などから地域の状況を把握して頂き、平成27年10月に「条例の見直しに関する提言書」を市長へ提出されたところです。市自治連合会では、先駆的に取り組むことを目的とした「パイロット地区」を10地区選定し、出前講座を行い、啓発活動に努められるとともに、9回の検討委員会の開催と、10月には、地域活動セミナーを開催され約600人が参加されたと聞いています。</p> <p>2 市の事業としては、地域の課題抽出等を目的とする「地域コミュニティワークショップ」を開催しました。開催に係る参加者や地区の選定においては、市自治連合会のご協力を得て、協働しておこないました。次に、「パイロット地区」でございますが、この事業は市自治連合会が先駆的に取り組む地区を独自に選出され、その地区を「パイロット地区」に指定され、周知啓発を行なってこられた。続きまして、市の来年度からの取り組み事業として、「モデル地区事業」を考えている。この事業については、新規事業として予算を計上させて頂いておりますが、モデル地区事業は当該地区で、地域自治協議会設立の理解があることや、まちづくり活動の機運も高く、その実現性に期待できる地区を公募から選定させて頂く予定。また、市と地域との情報を共有することや意見の交換する場として、今年度から市民生活に密接に関わる関係部署の部長と奈良市自治連合会地域自治協議会検討委員会の委員で合同会議を3回開催したところです。</p> <p>3 まず地区自治連合会は、地区内の単位自治会から構成されている団体であり、単位自治会の集約機能が主な役割となっていることから、地域の多様な主体で構成される地域自治協議会の性質と大きく異なる。次に、地域自治協議会を組織する目的は、自治会以外に、地縁により結びついているテーマ型の団体や、事業者、NPO、ボランティア団体など地域の多様な主体がひとつにまとまり、地域課題である高齢者福祉、子育て、防災・防犯など包括的にマネジメントできる組織であると考えています。</p> <p>また、メリットとしては、とりわけ、自治会と同様に担い手不足で悩む地縁団体とNPO、ボランティア団体などと連携を図ることによって、地域内の情報共有が図れ、新たな担い手の発掘や人材の育成、多様化する住民ニーズに応えることができ、地域内で重複しない整合性のとれた活動や、効率よく展開できること、また、法人格を取得できることから、収益事業も行なえることなどが考えられる。</p> <p>4 地域自治協議会の区域としては、概ね小学校区としている。活動範囲が広域とされている団体の参画をどうするのかですが、地域自治協議会は地域の団体の力を結集して、支えあいの仕組みをつくるものであることから、活動範囲が広域である団体であっても、該当するいくつかの地区の協議会への参画を期待している。地域自治協議会の要件や構成については、ある一定の基準は定めさせて頂きませんが、各地区の特性に応じた構成になるものと考えている。</p>
--------	-------------	--	--